

# 新型コロナウイルス感染症の影響による減免判定フロー

→ はい

→ いいえ

以下の設問は世帯の主たる生計維持者についての質問です

※世帯の主たる生計維持者とは、  
原則として住民票の世帯主の方で、世帯で1名になります

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った

全額免除①へ

世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下である

令和4年中の減少が見込まれる収入区分が事業収入(営業や農業)、不動産・山林・給与収入のいずれかに該当する

令和4年中の減少が見込まれる収入が令和3年中の収入額と比較し30%以上減少している

30%以上減少する収入以外の令和3年中の合計所得が400万円以下である

コロナウイルスの影響により収入が減少した理由が、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する  
(ア)仕事を退職したため収入が減少した  
(イ)事業廃止となったため収入が減少した

(ア)を選択  
(ア)選択  
会社都合(非自発的な理由)で退職したか

(イ)を選択  
非自発的失業者軽減に該当  
③へ

(イ)選択  
減免申請へ ②へ

減免申請へ  
②へ

今回は減免対象とならないが、支払いが困難な場合は分納など納税相談をする  
役場窓口へ

## 提出書類

- ①の方へ・・・減免申請書、添付書類(医師による診断書や新型コロナウイルスに感染したことがわかる書類)
- ②の方へ・・・減免申請書、添付書類(令和3年および令和4年1月以降の収入がわかる書類 例:給与明細、帳簿、廃業届出等など)
- ③の方へ・・・国民健康保険特例対象保険者等(非自発的失業者)に係る申告書、添付書類(雇用保険受給資格者証の写し)  
※雇用保険受給資格者証は公共職業安定所にて発行されたもの

※減免申請書は富士川町ホームページより取得可能です。窓口の混雑が予想されますので、感染防止のためまずは電話にてご相談ください。

お問い合わせ先 富士川町役場 町民生活課 国保担当 ☎0556-22-7209 HP: <https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/>

